第九十六条第二項中「第五条第五項第二号」を「第五条第七項第二号」に改め、「されるもの」の下に「並びに金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるもの」を加え、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　令第五条第七項第三号に規定する出資として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定又はその他の証券勘定として計上されるもの（その他の証券勘定として計上されるものについては、外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの（次項において「外国法人の発行する株式等」という。）に限る。）及びその他資産勘定のうち出資として計上されるものとする。

4　令第五条第七項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものとする。

一　預け金勘定
二　買入手形勘定
三　債券貸借取引支払保証金勘定
四　買入金銭債権勘定
五　金銭の信託勘定
六　商品有価証券勘定
七　有価証券勘定（国債、地方債、株式及び外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）
八　外国為替勘定
九　その他資産勘定のうち次に掲げる勘定
イ　先物取引差入証拠金勘定
ロ　先物取引差金勘定
ハ　金融商品等差入担保金勘定
ニ　リース投資資産勘定（法第五十八条第二項第二十二号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

第九十七条第一項中「銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人」を「金庫の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）」に、「第百条第二項」を「第百条第二項第一号」に改め、「される信用の供与等」の下に「（金庫その他の金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）」を加え、同項第三号中「株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、」を「出資又は同条第四項第四号、第五号若しくは第七号に掲げる勘定に計上されるもの」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「前条第四項第一号から第三号までに掲げるもの」を「前条第四項各号に掲げるもの並びに同項の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるもの」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「前条第四項第一号に規定する」を「前条第四項第七号に掲げる」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　前条第四項第一号に掲げるもののうち労働金庫連合会への預け金の額

第九十七条第三項を削る。

第九十八条第一項中「第五条第八項第四号」を「第五条第九項第四号」に改め、同条第二項中「第五条第八項第六号」を「第五条第九項第六号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　その他金融庁長官及び厚生労働大臣が適当と認めるやむを得ない理由があること。

第九十九条を次のように改める。

（当該金庫と特殊の関係のある者）

第九十九条　銀行法第十三条第二項前段に規定する当該金庫と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該金庫の子法人等（金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

二　当該金庫の関連法人等（金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

第百条第五項を削る。

第百二条第一項中「（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項ただし書中「同項」を「令第五条第二項第一号」に改める。

（労働金庫法施行規則の一部を改正する命令の一部改正）

第二条　労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府大蔵省労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

（労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第九十六条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新規則第九十六条第二項及び第四項の規定は、労働金庫又は労働金庫連合会（以下この項において「金庫」と総称する。）の清算機関（金庫（当該金庫以外の金庫を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関又はこれらに準ずる外国の機関（当該機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下同じ。）に対する信用の供与等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であって、清算機関が行う業務（金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第百七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。）に係るもの並びに金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3　新規則第九十六条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。

○内閣府令・農林水産省令第十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行及び銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　西川　公也